

平成 30 年 7 月 6 日

貝塚市議会議長 殿

平成 30 年度法務能力向上のための特別実務セミナー報告書

公明党議員団

前園 隆博

日時； 平成 30 年 7 月 4 日(水)、5 日(木)
場所； 京都府職員福利厚生センター(京都府庁内)
内容； 第 4 回法務特別セミナー

一日目

講義；「自治体における政策法務のプロセス」

講師；前足立区総務部法務課長 嶋 靖記 氏

内容；Ⅰ 政策形成過程(モデル)

課題設定⇒立案⇒決定⇒執行⇒評価という 5 段階に分けるのが一般的であるが、実際にはこの順番に進むとは限らず、行きつ戻りつしながら複雑な過程をたどることが多い。

Ⅱ 具体的な例、足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例で考えてみる。

Ⅲ 実践に向けての方策、留意点等

講義；「政策法務のポイント(自治体が直面する課題)」

講師；神奈川大学教授 幸田雅治 氏

内容；Ⅰ 地方分権の進展と地方行政

Ⅱ 自治体法務と政策法務

政策法務とは、①自治体のプロセス自体を政策化すること

②自治体法務を政策的に活用すること

Ⅲ 規制条例

Ⅳ 自治体を義務付ける条例

目的規定をどうするか、仕組みをどうするか、実効性確保手段をどうするか

Ⅴ 期待される自治立法憲についての実践的取組み

講義；「争訟法務のポイント」

講師；国分寺市政策部政策法務担当課長 弁護士 柳井 幸 氏

内容；Ⅰ 自治体の争訟に関する法制度

1. 行政不服申立て

2. 住民監査請求

3. 行政事件訴訟

4. 国家賠償訴訟

Ⅱ 実務的観点から

1. 争訟法務における自治体の姿勢

2. 争訟法務における思考回路

3. 自治体の争訟における典型的なパターン

4. 争訟に関する議決事項
5. 訴訟手続

二日目

- 講義；1. 「解釈運用法務のポイント」
2. 「住民参加（行政手続、パブコメ、情報公開・個人情報保護等）」
3. 「立法法務のポイント」

講師；横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授 佐藤 勝彦 氏

内容；1. 解釈運用のポイント

1) 法律の条文の構造 - 要件と効果

一般に処分の根拠法規は「行政庁は、A のときは、B をしなければならない」という規定になっている。

2) 効果裁量

B をすることができる表現されるのは、効果について、裁量が付与されているので、効果裁量という。

3) 要件裁量

裁量を行使するうえで、手引きとなるような基準を裁量基準という。

4) 事実認定

法律解釈の問題ではない。

5) 信義誠実の原則（信義則）への違反

信義則を適用するには、よほどの事情が介在することが求められる。

2. 住民参加（行政手続、パブコメ、情報公開・個人情報保護等）

1) 行政手続

行政の透明性と国民の予測可能性の確保が目的

重大な手続き違反は違法となる。

理由の提示は甘くない

立法法務においても、不利益処分において告知と聴聞の保障は必須

1-2) 申請に対する処分

1-3) 不利益処分

2) パブリックコメント

行政手法のパブリックコメントは、命令等（政省令、審査基準、処分基準、行政指導指針）の策定の際して広く国民の意見を聴く制度。

自治体条例では計画や条例についてもパブリックコメントを導入するところがあり、立法法務において一つの家庭として組み込まれている。

提出意見に拘束される必要はないが、無視してはいけない。

3) 情報公開・個人情報保護

情報公開 - 行政の透明性を高め、襟を正すためのしくみ。

個人情報保護 - 事故情報コントロールのためのしくみ。

(住民基本台帳ネットワーク、番号法の制定)

情報セキュリティは全体としては過去より高まっていると思われるが、市民の意識がそれ以上に敏感になっていることに注意。大量流出に危険性。

3. 立法法務のポイント

立法事実を常に意識する。

技巧的な法制執務知識は本に書いてあるので、立法の理念をつかむことが重要。

法律との抵触がないように注意する。

分権時代なので、国に遠慮しすぎず、大胆かつ繊細な規律を行ってよい、

1) 立法事実

法律を制定する際の基礎を形成し、それを支えている背景となる社会的・経済的事実。
なぜそのような条例が必要なのか、説明できるような根拠づけのこと。

2) 法令との関係 - 徳島市公安条例判決

憲法は法律の範囲内で地方公共団体が条例を制定することを認めている。

3) 局面ごとの検討

a) 法令はその領域の規制に無関心であり、規制を条例にまかせている場合

b) 法令はその領域について実は関心を有しており、規制すべきでないと考えたからあえて

規制をおかず放置している場合

両方の場合、的確に区別しないといけない。

4) 委任条例と自主条例

法律の委任に基づいて制定されるのが委任条例、それ以外が自主条例である。

5) 個別事例① 廃棄物処理法と水道水源保護条例

6) 個別事例② モーター関係の条例

7) 個別事例③ 刑罰・過料

感想；かなり多くのことを簡潔に説明、わかりやすく講義していただきました。

今後、市民の安全・安心を守りため、様々な条例を制定する必要性がでてくると思います。

しっかり取り組んでまいりたいと考えます。